

利 用 上 の 注 意

本編は、平成 22 年 11 月 1 日現在で実施した「平成 22 年特定サービス産業実態調査」のうち、**クレジットカード業,割賦金融業**(日本標準産業分類小分類項目 643)の調査結果について取りまとめたものである。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則(昭和 49 年通商産業省令第 67 号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成 22 年特定サービス産業実態調査は、平成 22 年 11 月 1 日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの 1 年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 21 年総務省告示第 175 号)に掲げる「大分類 G－情報通信業」、「大分類 J－金融業, 保険業」、「大分類 K－不動産業, 物品賃貸業」、「大分類 L－学術研究, 専門・技術サービス業」、「大分類 N－生活関連サービス業, 娯楽業」、「大分類 O－教育, 学習支援業」及び「大分類 R－サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成 22 年は、次に掲げる 28 業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(一部業種は企業)を対象に調査を行った。

平成 22 年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 対事業所サービス業(21 業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391－ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392－情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401－インターネット附隨サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411－映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412－音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業

新 聞 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413—新聞業に属する業務を主業として営む企業
出 版 業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414—出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 416—映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 701—各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 702—産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 703—事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 704—自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 705—スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 709—その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類 726—デザイン業に属する業務を主業として営む事業所
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 731—広告業に属する業務を主業として営む事業所
機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 743—機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 745—計量証明業に属する業務を主業として営む事業所
機械修理業 (電気機械器具を除く)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901—機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 902—電気機械器具修理業に属する業務を主業として営む事業所

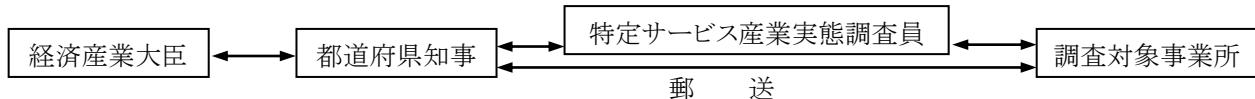
(2) 対個人サービス業(7業種)

調査業種	調査対象の範囲
冠婚葬祭業	日本標準産業分類に掲げる小分類 796—冠婚葬祭業に属する業務を主業として営む事業所
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類 801—映画館に属する業務を主業として営む事業所
興行場、興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類 802—興行場(別掲を除く)、興行団に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ施設提供業	日本標準産業分類に掲げる小分類 804—スポーツ施設提供業に属する業務を主業として営む事業所
公園、遊園地・テーマパーク	日本標準産業分類に掲げる小分類 805—公園、遊園地に属する業務を主業として営む事業所
学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類 823—学習塾に属する業務を主業として営む事業所
教養・技能教授業	日本標準産業分類に掲げる小分類 824—教養・技能教授業に属する業務を主業として営む事業所

5. 調査方法及び経路

(1) 都道府県経由の調査

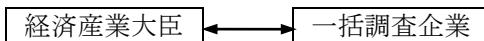
都道府県知事が任命した、特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法。



(2) 経済産業省調査

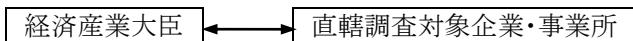
① 経済産業省一括調査

経済産業大臣が、対象事業所を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び取集を行う方法



② 経済産業省直轄調査

経済産業省が調査を委託した、特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び取集を行う方法。



6. 調査票の種類及び調査内容

平成 22 年調査は、19 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附隨サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「音声情報制作業調査票」、④「新聞業調査票」、⑤「出版業調査票」、⑥「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票」、⑦「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、⑧「物品賃貸業調査票(各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業)」、⑨「デザイン業、機械設計業調査票」、⑩「広告業調査票」、⑪「計量証明業調査票」、⑫「冠婚葬祭業調査票」、⑬「映画館調査票」、⑭「興行場、興行団調査票」、⑮「スポーツ施設提供業調査票」、⑯「公園、遊園地・テーマパーク調査票」、⑰「学習塾調査票」、⑱「教養・技能教授業調査票」、⑲「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」)を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

また、標本調査業種(「**7. 標本設計及び抽出方法**」の(2)を参照)については、事業従事者数(又は常用雇用者数)が 4 人以下の事業所は調査項目を簡素化した簡易票で調査を行った。

7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

平成 18 年事業所・企業統計調査名簿を用い、かつ、特定サービス産業実態調査から得られる最新情報を反映した(廃業、対象外、主業変更等)。

(2) 標本設計を行う業種の選定

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、28 業種のすべてについて、標本設計を行ったが、母集団数が 1,000 に満たない業種については、全数調査とした。

【全数調査とした業種(7業種)】

「音声情報制作業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「事務用機械器具賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「計量証明業」、「映画館」、「公園、遊園地・テーマパーク」

(3) 抽出方法

①層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出する。なお、企業単位の業種については常用雇用者規模別とする。

基準変数は、原則、売上高とする。ただし、売上高が把握できない場合は、事業従事者とする。なお、母集団名簿である平成18年事業所・企業統計調査では売上高が把握されていないことから、過去の特定サービス産業実態調査などを用いて設計を行う。

②配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算。この標本数を事業従事者別にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分する。

層ごとに抽出率が 50%を超える層にあっては、悉皆層と設定する。この場合にあって、各業種の 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定(中小企業基本法の考え方を踏まえて設定)。

その後、抽出層の標本数を再計算する。

セルごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加する。

【層の区分】

事業従事者規模別の層は以下の区分とする。

1; 4 人以下、2; 5 人～9 人、3; 10 人～29 人、4; 30 人～49 人、5; 50 人～99 人、
6; 100 人～299 人、7; 300 人～499 人、8; 500 人以上

※業種によっては、300 人以上を1つの層と設定。

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加。業種別・事業従事者規模別・都道府県別に、事業所(企業)数により比例配分する。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

(4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加する。

(6) さらに希望する都道府県には、(5)に加えて標本数の追加を行った。

(7) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^L \{ \text{標準偏差}^2_i / \text{標本数}_i \} \times \{ (\text{母集団数}_i - \text{標本数}_i) / (\text{母集団数}_i - 1) \} \\ \times \{ \text{母集団数}^2_i / \text{母集団数}^2 \}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均

標準偏差 i : 第 i 層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

標本数 i : 第 i 層の標本数 母集団数 i : 第 i 層の母集団数

L : 層の総数

※業種ごとに平成 19 年特定サービス産業実態調査、平成 17 年同調査、平成 16 年サービス業基本調査のうち最新の調査結果を利用。

8. 推計方法

・標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に業種別・事業従事者規模別・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

- ① 母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。
- ② 有効回答数は、集計事業所(企業)数である。
- ③ 各層(事前の層)の抽出率の計算

各層の抽出率 = 当該層の有効回答数 / 当該層の母集団数

(2) 個票の拡大推計(事前の層)

個票の拡大推計は、各個票(有効回答)の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模、都道府県のいづれかの区分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模、都道府県の区分(事前の層)で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

・全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所(企業)の補完は、各調査事項の業種別・事業従事者規模別・都道府県別の平均値(又は全国平均値)により行った。

9. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況(標本調査業種)

調査業種	標本数	回答数	回答率(%)	有効回答数	有効回答率(%)
合計(21業種)	44,911	36,691	81.7	35,992	80.1
ソフトウェア業	3,266	2,959	90.6	2,895	88.6
情報処理・提供サービス業	3,350	2,978	88.9	2,922	87.2
インターネット附随サービス業	595	483	81.2	465	78.2
映像情報制作・配給業	1,677	1,010	60.2	988	58.9
新聞業	515	386	75.0	384	74.6
出版業	1,541	930	60.4	906	58.8
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	496	259	52.2	257	51.8
各種物品賃貸業	983	857	87.2	845	86.0
産業用機械器具賃貸業	3,830	3,066	80.1	3,028	79.1
自動車賃貸業	2,181	1,781	81.7	1,777	81.5
その他の物品賃貸業	2,515	1,821	72.4	1,762	70.1
デザイン業	3,052	2,632	86.2	2,580	84.5
広告業	2,554	2,222	87.0	2,180	85.4
機械設計業	1,520	1,396	91.8	1,361	89.5
機械修理業(電気機械器具を除く)	1,683	1,444	85.8	1,429	84.9
電気機器修理業	1,358	1,226	90.3	1,215	89.5
冠婚葬祭業	1,618	1,345	83.1	1,343	83.0
興行場,興行団	708	544	76.8	530	74.9
スポーツ施設提供業	2,606	2,258	86.6	2,221	85.2
学習塾	4,099	3,105	75.8	3,057	74.6
教養・技能教授業	4,764	3,989	83.7	3,847	80.8

(注) 標本数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

②業種別の回答状況(全数調査業種)

調査業種	調査対象数	回答数	回答率(%)	有効回答数	有効回答率(%)
合計(7業種)	2,194	1,981	90.3	1,951	88.9
音声情報制作業	130	61	46.9	59	45.4
クレジットカード業、割賦金融業	254	251	98.8	251	98.8
事務用機械器具賃貸業	264	236	89.4	230	87.1
スポーツ・娯楽用品賃貸業	323	269	83.3	260	80.5
計量証明業	496	475	95.8	465	93.8
映画館	567	537	94.7	537	94.7
公園、遊園地・テーマパーク	160	152	95.0	149	93.1

(注) 調査対象数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

(2) 調査結果の評価

①評価方法

調査結果の評価は、売上高(事業所の年間売上高又は企業全体の年間売上高)の達成精度(標準誤差率)を基に行つた。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \sum_{i=1}^L \left(\frac{\text{標準偏差}_i^2}{\text{標本数}_i} \right) \times \frac{\text{母集団数}_i \times (\text{母集団数}_i - \text{標本数}_i)}{\text{母集団数}^2} \right\}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均 標準偏差_i : 第i層の売上高の標準偏差 平均 : 売上高の平均

標本数_i : 第i層の標本数 母集団数_i : 第i層の母集団数 L : 層の総数

②達成精度(標準誤差率)

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	84,891	147,882	0.024
情報処理・提供サービス業	73,279	104,885	0.039
インターネット附随サービス業	124,854	185,507	0.096
映像情報制作・配給業	69,497	122,414	0.054
新聞業	254,381	262,620	0.059
出版業	77,339	65,935	0.036
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	29,386	23,278	0.022
各種物品賃貸業	348,682	440,357	0.031
産業用機械器具賃貸業	43,733	94,417	0.018
自動車賃貸業	34,222	56,372	0.024
その他の物品賃貸業	11,010	11,941	0.022
デザイン業	4,509	4,113	0.012
広告業	91,833	130,086	0.038
機械設計業	10,214	9,709	0.014
機械修理業(電気機械器具を除く)	16,484	22,484	0.032
電気機械器具修理業	23,456	31,689	0.028
冠婚葬祭業	22,922	21,340	0.026
興行場,興行団	43,207	63,104	0.039
スポーツ施設提供業	12,958	11,450	0.022
学習塾	1,884	2,242	0.021
教養・技能教授業	1,067	1,565	0.022

10. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 11か月後に公表、確報を約 15か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

11. 統計表について

統計表について、平成 21 年調査より標本抽出を導入したことにもない、事業従事者(又は常用雇用者)4人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数により集計事項が異なることから、以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計する。

・事業従事者(又は常用雇用者)5 人以上の部

通常票で調査している項目について集計する。

12. 平成 20 年以前の調査結果との比較について

平成 21 年調査より標本調査の導入及び未回収事業所の推計を行っていることから、平成 20 年以前の特定サービス産業実態調査結果との単純比較はできない。

II 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から実施しているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、調査対象名簿の変更、調査周期の変更、調査対象業種の範囲を日本標準産業分類小分類に統一及び平成 21 年調査から、標本調査の導入などの改正を実施した。

1. 調査内容の主な変更点

(1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更。)。

(2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年調査までは毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するため、平成 18 年調査以降は、すべて毎年調査としている。

(3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年調査までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類等のレベルで選定してきたが、調査結果の調査業種間比較、他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、平成 18 年調査以降は日本標準産業分類小分類(3桁分類)に統一した。

(4) 標本調査の導入

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、平成 21 年調査より母集団数が 1,000 以上の業種について、標本調査を行った(母集団数が 1,000 に満たない業種については、全数調査。)。

2. 平成 22 年の調査対象業種[28 業種]

(1) 平成 18 年調査からの継続業種[7 業種]

- ① ソフトウェア業 (日本標準産業分類小分類 391)
- ② 情報処理・提供サービス業 (同 392)
- ③ 各種物品賃貸業 (同 701)
- ④ 産業用機械器具賃貸業 (同 702)
- ⑤ 事務用機械器具賃貸業 (同 703)
- ⑥ 広告代理業 (同旧 891)
- ⑦ その他の広告業 (同旧 899)

日本標準産業分類改定に伴う統合

広告業 (同 731)

(2) 平成 19 年調査からの新規業種[4 業種]

- ① 映像情報制作・配給業 (同 411)
- ② クレジットカード業, 割賦金融業 (同 643)
- ③ デザイン・機械設計業 (同旧 806) → 日本標準産業分類改定に伴う分割
デザイン業 (同 726)、機械設計業 (同 743)
- ④ 計量証明業 (同 745)

(3) 平成 20 年調査からの新規業種[10 業種]

- ① インターネット附随サービス業 (同 401)
- ② 音声情報制作業 (同 412)
- ③ 新聞業 (同 413)
- ④ 出版業 (同 414)
- ⑤ 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 (同 416)
- ⑥ 自動車賃貸業 (同 704)
- ⑦ スポーツ・娯楽用品賃貸業 (同 705)
- ⑧ その他の物品賃貸業 (同 709)
- ⑨ 機械修理業(電気機械器具を除く) (同 901)
- ⑩ 電気機械器具修理業 (同 902)

(4) 平成 21 年調査からの新規業種[7 業種]

- ① 冠婚葬祭業 (同 796)
- ② 映画館 (同 801)
- ③ 興行場, 興行団 (同 802)
- ④ スポーツ施設提供業 (同 804)
- ⑤ 公園, 遊園地・テーマパーク (同 805)
- ⑥ 学習塾 (同 823)
- ⑦ 教養・技能教授業 (同 824)

III. 「クレジットカード業、割賦金融業」について

1. 調査対象の範囲

クレジットカード業、割賦金融業の調査対象は、①クレジットカード業は、自社でクレジットカード(又はチケット)を発行し、消費者(会員)が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業、②割賦金融業は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 代金回収等の一部業務のみ行っている企業
- ② 専ら通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う企業
- ③ 民間金融機関
- ④ 消費者金融会社
- ⑤ ファクタリング業務を行う企業

2. 統計表の事項の説明

- (1) **企業数**は、調査結果(平成 22 年 11 月 1 日現在)の母集団数である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 22 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **企業の系統別**の区分は、以下のとおり。
 - ①「銀行系」は、普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業。
 - ②「信販会社系」は、割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、他の区分に該当しない企業。
 - ③「中小小売商団体」は、専門店会、商店会などに加盟する団体。
 - ④「百貨店・量販店、流通系」は、百貨店、量販店及び、流通業者の系列・企業グループ企業。
 - ⑤「割賦金融会社」は、割賦販売業を主とする企業。
 - ⑥「その他」は、電機メーカー、石油元売系列会社など、上記に該当しない企業。
 - ⑦「チケット発行会社」は、「その他」の内数で、専らタクシーチケットの発行を行う企業。
- (5) **従業者数**は、平成 22 年 11 月 1 日現在の数値。
 - ①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(クレジットカード業務、割賦金融業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。
 - 雇用形態別項目区分は、以下のとおり。
 - ア 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」
 - a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業で従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。
 - b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
 - c 「常用雇用者」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 22 年 9 月と 10 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている

者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d 「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の企業に派遣している人**」とは、企業全体の従業者(2.(5))のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成 22 年 11 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、企業の従業者(2.(5))から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

①**クレジットカード業務の部門別事業従事者数**は、クレジットカード業務、割賦金融業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算及び、営業などの業務に従事する者。

イ 「**顧客・加盟店管理部門**」とは、会員・加盟店情報についてのデータ管理などの業務に従事する者。

ウ 「**審査部門**」とは、新規クレジットカード会員の申込情報の審査、クレジットカード発行の可否、クレジットカード利用限度額の決定などの業務に従事する者。

エ 「**その他**」とは、上記以外の業務に従事する者。

②「**うち、別経営の事業所から派遣されている人**」とは、上記部門別事業従事者数のうち、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者(受入者)。

(7) **年間売上高(年間取扱高)**は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入金額)、売上高及び業務別(「クレジットカード業務、割賦金融業務」及び「その他業務」)の取扱高、売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高(年間取扱高)には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈クレジットカード業務、割賦金融業務〉

①「**販売信用業務**」とは、カード会員が自社カード^{注1}を使用した商品購入及びサービス提供による取扱高。

②「**消費者金融業務**」とは、自社カードによるカード会員への金銭貸付業務による取扱高(貸出金額、手数料、金利の合計)。

③「**割賦金融業務**」とは、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による取扱高。なお、個品あっせん業務による取扱高については、「その他業務」の「販売信用業務」に含まれる。

〈その他業務〉

（金融・保険業務）

①「**販売信用業務**」とは、クレジットカードによらない販売信用業務(個品あっせん、提携ローン、ローン提携販売など)による取扱高。

- ②「**消費者金融業務**」とは、クレジットカードによらない金銭貸付業務(融資専用カードなど)による取扱高(貸出金額、手数料、金利の合計)。
- ③「**その他の金融・保険業務**」とは、上記「販売信用業務」、「消費者金融業務」以外のクレジットカードによらない金融・保険業務による取扱高。
- ④「**卸売・小売業務**」とは、代理商・仲買業、一般卸売店、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等での商品販売から、上記「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高。
- ⑤「**その他**」とは、上記以外の業務(物品賃貸業など)による売上高。

注 1:自社カードとは、クレジットカード会社が顧客からの申込を受け(提携先を経由する場合を含む。)、審査を行い発行するクレジットカード。カード会員の商品購入代金をクレジットカード会社が立替え、後日カード会員に請求する形態を取り、いわゆる提携カードを含む。

(9) **取扱残高**は、平成 22 年 11 月 1 日現在又は調査日に最も近い決算日における、クレジットカード業務による**「販売信用業務」、「消費者金融業務」及び、「割賦金融業務」**における取扱残高(債権額)。

(10) **営業収入額**は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体のクレジットカード業務による営業収入(「**会員の入会金及び会費収入**」、「**販売信用業務による会員からの手数料収入**」、「**消費者金融業務による会員からの営業収入**」、「**加盟店からの手数料収入**」)及び、割賦金融業務による営業収入。なお、「**販売信用業務による会員からの手数料収入**」、「**消費者金融業務による会員からの営業収入**」については、リボルビング方式^{注2}による収入を内数で記載した。

注 2:リボルビング方式とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、予め定められた方法により算定して得た額を、予め定められた時期ごとに受領する方式のことをいう。

(11) **産業別の加盟店数及び年間売上高(年間取扱高)**は、以下のとおり。

〈産業別加盟店数〉

クレジットカード業務を営む企業が自社で開拓し直接契約を行うことにより、クレジットカードの利用が可能である店舗の、産業別内訳数。

〈産業別の年間売上高(取扱高)〉

自社カードによる販売信用業務(クレジットカードを利用した商品購入及びサービス提供)による年間取扱高の、産業別内訳額。

〈産業区分〉

- ①「**百貨店、総合スーパー**」とは、衣、食、住に渡る各種商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別できず、常時 50 人以上の従業者を有する小売事業所。
- ②「**その他の小売業**」とは、衣、食、住の各種商品を販売し、「百貨店、総合スーパー」以外の小売事業所。
- ③「**飲食店**」とは、食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司や、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの、主としてその場で飲食をする事業所。
- ④「**旅館・ホテル**」とは、主として短期の宿泊と食事を提供する事業所。
- ⑤「**その他**」とは、娯楽業などの上記以外の産業の事業所。また、海外の事業所を含む。

(12) **クレジット会員数(契約数)**は、クレジットカードの会員契約を行っている自社カードの有効契約数で、発行枚数から契約会員に附帯する家族会員カード発行枚数を除いた法人会員、個人会員別の数。

- ①「**会員総数**」は、平成 22 年 11 月 1 日現在又は調査日に最も近い決算日の会員総数。
- ②「**うち この 1 年間に加入した会員数**」は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間に最も近い決算日前の1年間に、新たに自社カードの契約を行った数。
- ③「**この 1 年間に脱会した会員数**」は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間に最も

近い決算日前の1年間に、クレジットカードの会員契約を解約した数。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約は除く。

- (13) **年会費別のクレジットカード発行種類数及び発行枚数**は、平成 22 年 11 月 1 日現在又は調査日に最も近い決算日での、年会費区分別(無料^{注 3}、5,000円未満、5,000 円以上)の個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードの種類及び発行枚数。

注 3:年会費無料のカードは、初年度のみ無料や利用状況により無料にするカードを除いた、永年無料のクレジットカード。

- (14) **クレジットカード発行枚数**は、平成 22 年 11 月 1 日現在又は調査日に最も近い決算日での自社カードの有効発行枚数で、発行枚数から退会者、有効期限が切れた後更新を行っていないカードを除いた、個人会員(家族会員を含む。)カード、法人会員カードの枚数。

①「うち 提携カード発行枚数」とは、自社カードの内、他の商業企業等と提携した提携カードの有効発行枚数。

②「うち IC カード」とは、自社カードの発行枚数に対する、IC カード(IC チップ(Integrated Circuit:集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数及び割合。

- (15) **産業別提携先企業**は、提携カードの提携先企業数の産業別内訳。

- (16) **年間営業費用**は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体及び主たる業務(クレジットカード業務、割賦金融業務をいう。)の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料('土地・建物'、「機械・装置」)、「貸倒引当金繰入額」、「金融費用」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

①「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。

②「外注費」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

③「減価償却費」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

④「賃借料」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ 「機械・装置」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤「貸倒引当金繰入額」は、売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失見込額。

⑥「金融費用」は、支払利息、手形割引料などの費用。

⑦「その他の営業費用」は、上記①～⑥以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

- (17) **年間営業用固定資産取得額**は、企業において平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産('機械・設備・装置'、「土地」、「建物・その他の有形固定

資産)及び無形固定資産の額(消費税額を含む)。

- ①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。
- ②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。
- ③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。
- ④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。

3. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表に使用している記号は以下のとおりである。

- ①「-」は該当数値なし、「…」は不詳、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
- ②①にある「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。
- ③概況の区分中に「不詳」とあるものは、全数調査業種における欠測値の補完又は標本調査業種における拡大推計の際に、経営組織別、資本金規模別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合である。
- ④「x」は、1又は2である事業所(企業)に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所(企業)に関する数値であっても、1又は2の事業所(企業)の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- ⑤「該当事業所(企業)数」は、当該項目に記載のあった事業所(企業)数をいい、調査事業所(企業)の内数を示す。
- ⑥「事業従事者数」は、事業所(企業)の従業者数計から別経営の事業所(企業)に派遣されている人を除き、別経営の事業所(企業)から派遣されている人を加えたものである。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「**経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成22年特定サービス産業実態調査報告書 クレジットカード業・割賦金融業編**」による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 構造統計室

住所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03(3501)0327 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp

本書に記載されている内容は、経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計情報アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。